

保育所保育指針の策定及び改訂の経緯

- 現行の保育所保育指針は、平成11年10月29日に改訂（局長通知）され、平成12年4月1日から施行されている。
- 保育所保育指針は、昭和40年8月に策定されてから、平成2年と平成12年の2回の改訂が行われている。
- 昭和40年以前については、昭和25年「保育所運営要領」、昭和27年「保育指針」が作成されたが、前者は保育所運営の指針として、後者は児童福祉施設における保育についてまとめられたものであり、保育所保育の理念や保育内容・方法等が体系的に示されたのは昭和40年の「保育所保育指針」が初めてである。
- 保育所保育指針の策定・改訂の経緯については、
 - ・ 昭和37年4月、中央児童福祉審議会保育制度特別部会の設置
 - ・ 昭和39年1月、同部会の研究会において具体的な審議
 - ・ 昭和40年8月、策定（通知）
 その後、保育を取り巻く環境の変化等に対応するため、中央児童福祉審議会保育対策部会に保育所保育指針検討小委員会が設置され、
 - ・ 第1次改訂 昭和62年（委員会設置）～平成2年4月施行、
 - ・ 第2次改訂 平成10年（委員会設置）～平成12年4月施行
 の2回にわたり改訂が行われている。
- 幼稚園教育要領との関係については、3歳以上の教育面について「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の区分に沿って幼稚園教育要領の教育内容との整合性を図っている。
 - ・ 昭和40年の策定
昭和38年10月の両省局長通知「保育所のもつ機能のうち、教育に関するものは幼稚園教育要領に準じることが望ましいこと」を踏まえ策定。
 - ・ 第1次、2次改訂
いずれも幼稚園教育要領の改訂を踏まえその整合性を図って改訂。

時期	保育所保育指針	幼稚園教育要領
昭和23年 3月		保育要領
25年 9月	保育所運営要領	
27年 3月	保育指針	
31年 2月		幼稚園教育要領編集
39年 3月		第1次改訂（告示）
40年 4月		第1次改訂（施行）
40年 8月	保育所保育指針策定（施行）	
平成 元年 3月		第2次改訂（告示）
2年 3月	第1次改訂（通知）	
2年 4月	第1次改訂（施行）	第2次改訂（施行）
10年12月		第3次改訂（告示）
11年10月	第2次改訂（通知）	
12年 4月	第2次改訂（施行）	第3次改訂（施行）

○第1次改訂（平成2年）の概要

○改訂の視点

- ・ 児童を取り巻く環境と児童自身の変化
- ・ 乳児保育等保育需要の多様化
- ・ 学問的研究・保育実践の進歩
- ・ 幼稚園教育要領の改訂（第2次改訂）

○改訂の主な内容

- ・ 保育所保育の特性である養護と教育の一体性を基調としつつ、養護的機能を明確化するため、全年齢を通じて入所児童の生命の保持、情緒の安定に関わる事項（基礎的事項）を記載。
- ・ 乳児保育の普及に対応するため保育内容の年齢区分を細分化するとともに、障害児保育に関する記述を明記。
- ・ 保育内容について、幼稚園教育要領との整合性を図るため従来の6領域（健康、社会、言語、自然、音楽、造形）から5領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）に改正。

○第2次改訂（平成12年）の概要

○改訂の視点

- ・ 多様化する保育ニーズに対する保育施策の実施（エンゼルプラン等）
- ・ 保育所における子育て相談・指導の実施
- ・ 児童の権利条約の批准（平成6年3月）
- ・ 幼稚園教育要領の改訂（第3次改訂）

○改訂の主な内容

- ・ 児童福祉法の改正に対応し、地域子育て支援の役割を明記。
- ・ 体罰の禁止や乳幼児のプライバシーの確保等、保育士の保育姿勢に関する事項を新たに明記。
- ・ 家庭、地域社会、専門機関との連携、協力関係の必要性を明確化。
- ・ 保育内容について、「保育士の姿勢と関わりの視点」の項目を新たに明記。
- ・ 乳幼児突然死症候群の予防や児童虐待等の対応に係る記述を「第12章 健康・安全に関する留意事項」に新たに明記。
- ・ 「第13章 保育所における子育て支援及び職員の研修など」を新たに明記。
- ・ 幼稚園教育要領の改訂を踏まえ、「生きる力の基礎を育てる」や「自然体験、社会体験の重視」等を記述。